

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社兵藤工務店 (法人番号9070001017887)  
業者の住所 : 群馬県渋川市中郷442番地
- 2 指名停止措置期間 : 令和5年11月28日 から 令和5年12月27日 まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、同社加工場において、無資格の従業員がフォークリフトを運転して木材の積荷の荷下ろしを行った際、積荷が落下し、労働者が積荷の下敷きになり死亡する事故を発生させた。この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反により前橋簡易裁判所から略式命令を受け、罰金刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)  
付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内